

平成31年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成31年1月15日(火)午後2時
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志	2番 成島 誠
3番 大炊 三枝子	
5番 大井 栄一	6番 根本 博
7番 田村 星寿	8番 宮久保 勝
9番 三須 清一	

4. 欠席委員

4番 中野 栄	10番 須藤 喜一郎
---------	------------

5. 出席事務局職員

局長	増田 浩四郎
次長	丸山 正晃
庶務係長	富塚 隆則
農地係長	鈴木 光一

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地パトロールの結果について

報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただ今から平成 31 年第 1 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 8 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5 番 大井栄一委員

6 番 根本博委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 3 号までの合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」で、2 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」で、1 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、申請件数は利用権の新規設定が 1 件、再設定が 5 件です。

以上で議案についての説明は終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 31 年 1 月 15 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明いたします。議案資料は 1 ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の登記地目・田 3 筆、〇〇字〇〇地先の田二筆、〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆、合計面積は 9,298m²です。所在地はそれぞれが J R 常磐線〇〇〇駅の北約 1.5km 及び 900m、J R 成田線〇〇〇〇駅の南東約 1.5km 及び〇〇駅の南西約 1.3km に位置しています。位置図は議案資料の 4 ページから 6 ページをご覧ください。

賃借権の設定です。農業経営基盤強化促進法による利用権設定から引き続き経営規模を

継続するものです。借受者は〇〇の農業者、貸付者も〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。貸付者及び借受者立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

借受者の同世帯の経営耕地面積は、借受地を含めて約 2.92 ヘクタールです。農作業従事日数は本人と妻が年間 300 日です。トラクター、農用自動車などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

田村委員。

田村星寿委員 整理番号1の3の〇〇〇の〇〇〇番という地番がございますよね。こちらと〇〇〇番が地図を見ると隣接しているんですが、登記地目が田んぼ、現況地目が雑種地ということです。雑種地といっても農地として活用できるような雑種地なのかどうか、その辺を具体的にお聞きしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

三須清一会長 事務局、分かりますか。

事務局 お答えいたします。〇〇〇の現況地目が雑種地になっているということなんですけども、先日の調査会で現地を確認しましたら間違いなくしっかり田んぼとして使用できる状態になっておりました。この総会の後、農家台帳システムの地目を雑種地から田んぼに変更させていただきたいと思います。

三須清一会長 よろしいですか。

田村星寿委員 はい、ありがとうございました。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第1号整理番号2について審議します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。それでは説明いたします。議案資料は12ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は2,001m²です。JR常磐線〇〇〇駅の東約1.9kmに位置しています。位置図は議案資料の15ページをご覧ください。

賃借権の設定です。農業経営基盤強化促進法による利用権設定から引き続き経営規模を継続するものです。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は整理番号1と同じです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号2について調査結果を報告します。貸付者及び借受者立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

借受者の同世帯の経営耕地面積は、借受地を含めて約59.5アールです。農作業従事日数は本人が年間200日、妻が150日です。トラクター、農用自動車などを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号2の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号整理番号 2 は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 31 年 1 月 15 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は 18 ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の登記地目・田、現況地目・雑種地の 5 筆で、合計面積は 649 m²です。J R 常磐線〇〇〇駅の北西約 1.5km に位置しています。位置図は議案資料の 26 ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇を経営している〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、譲渡人は〇〇の方です。

総会資料の 19 ページの事業計画書と同じく 24 ページの始末書である理由書をご覧ください。

申請者は農地法の知識がないまま、許可を受けずに平成 10 年 2 月から当該地を駐車場として利用しております。計画書では〇〇〇〇〇〇の運営上の要望を受け、隣接地で適地であったため〇〇を利用する〇〇用の駐車場 24 台として整備し、所有権を移転するものです。

雨水は自然浸透で処理しています。隣接農地所有者はございません、資金調達は全額自己資金で、金融機関の残高証明書で確認しております。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 2 号について調査結果を報告します。譲渡人及び譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は〇〇〇〇〇〇の敷地の北西に隣接した登記地目・田、現況地目・雑種地です。平面な土地となっており、周囲は山林に囲まれております。〇〇〇〇〇〇からの要望に対応し、駐車場用地として適しているため所有権を移転し、農地転用を行うものです

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断しました。

用水施設、汚水・雑排水施設等は設置せず、雨水は敷地内で自然浸透で処理しています。

目的の実現の確実性については、駐車場として整備されており、資金も自己資金であり、

問題はありません。

以上のことから農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしております。

なお、無許可で駐車場として使用していたことに対しては申請人から謝罪があり、今後は法を遵守することを確約しております。

以上の内容を基に審議しましたところ、土地の現状、土地利用の状況、申請人が深く反省していることなど、土地の農業上の利用の確保及び公益並びに関係人の利益を衡量した結果、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 調査会長のご説明のとおりであります。私も第1調査会の者として現地確認調査に参加させていただきました。この〇〇の担当者だけじゃなくて、施設の責任者として〇長自身も出ています。しっかりこれから対応するとのこと。補足的なお話をさせてもらいました。

以上です。

三須清一会長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、整理番号1については〇〇〇〇委員が、整理番号4と5については〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。両委員には農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成31年1月15日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は31ページからとなります。

整理番号1、賃借権を設定する農地は〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積は2,997m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号2、賃借権を再設定する農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は6,000m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号3、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の畑3筆で、合計面積は1,533m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円で、期間は5年間です。

整理番号4、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田一筆で、面積は380m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は10年間です。

整理番号5、賃借権を再設定する農地は〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田9筆、〇〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇地先の田一筆、合計面積は5,039m²です。借受者は整理番号4と同じで、貸付者は〇〇市の方です。賃借料は10アール当たり〇万円で、期間は10年間です。

整理番号6、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇地先の畑3筆、合計面積は1,945m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対して〇万円で、期間は3年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第3号整理番号1の借受者の経営面積は、借受地を含めて約3.79ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻、父が年間330日、子が300日です。トラクター2台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

続いて、整理番号2の借受者の経営面積は、借受地を含めて約3.56ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間250日、子が150日です。トラクター1台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積は、借受地のみで約43.8アールです。農業従事日数は

本人が年間 300 日です。トラクター 1 台を始め、農業機械を保有しています。借受者は平成 28 年 1 月に青年等就農計画の認定を受けた者です。

整理番号 4 及び 5 の借受者の経営面積は、借受地を含めて約 8.20 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日です。トラクター 2 台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

続いて、整理番号 6 の借受者の経営面積は、借受地のみで約 79.8 アールです。農業従事日数は本人と妻が年間 350 日です。トラクター 1 台を始め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 6 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」の整理番号 2、3 及び 6 の質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 3 号の整理番号 2、3 及び 6 は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第 3 号整理番号 1 の質疑に入ります。〇〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇委員、退出)

三須清一会長 ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇〇委員が自席に戻ったことを確認)

三須清一会長 次に、議案第3号整理番号4及び5の質疑に入ります。〇〇〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退出していただきます。これにご異議ございませんか。

(なし)

異議なしと認めます。

(〇〇〇〇委員、退出)

三須清一会長 ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号4及び5は原案どおり決定することとしました。

〇〇〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇〇〇委員が自席に戻ったことを確認)

三須清一会長 以上で審議案件はすべて終了いたしました。

宮久保調査会長には自席に戻っていただきます。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書は9ページからとなります。報告は第1号か

ら第4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。転用目的・事由はすべて住宅です。

次に、議案書10ページになります。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計7件受理しました。転用目的・事由は整理番号5が駐車場、その他はすべて住宅です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、議案書13ページになります。

報告第3号は昨年7月に実施しました農地パトロールの結果がまとまりましたので報告するものです。

第1地区は7月17日、第2地区は7月18日、第3地区は7月19日、第4地区は7月20日に各地域の担当の農業委員、推進委員とともに現地の確認をいたしました。

議案書に記載されたリストは今回のパトロールで新たに発見した遊休農地と思われる一覧です。記載された合計19筆の農地については農地法第32条に基づき、先月25日付けで利用意向調査を行い、今月25日までに回答を求めています。

調査の内容は、この農地については農地としては活用されていないので今後どのようにするのかを確認するものです。具体的には農地中間管理事業の利用に移行するか、所有権の移転・賃借権の設定のあっせんを市へ依頼するか、または自ら耕作するかなどの項目を選択し、回答をもらう調査です。

今回の調査書を農業委員会から出した日から6ヶ月後に再度現地調査をして、自ら耕作する意向を示しておきながら現状から農業上の利用増進が図られていなかった場合には、中間管理事業に協議するよう勧告することになっております。

農業委員の皆様におかれましてはこちらのリストで調査した結果、自ら耕作する、または未回答だった農地は半年後に農地パトロールに合わせて現地確認をすることになりますので、その際は皆様にご協力をいただくことになります。よろしくお願いいたします。

なお、今回の調査で第2地区のリストがないのは、新たな遊休農地ではなかったということになったからです。

事務局からは以上です。

次に、議案書14ページになります。

報告第4号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理したことを報告いたします。

以上、報告第4号は農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理

したものです。

事務局からの報告は以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会平成31年第1回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人